

## 源泉所得税の納付期限のお知らせ

令和3年11月  
上原会計事務所  
松本市島立1095番地1  
デザインセンタービル2F  
Tel 0263-88-2514  
Fax 0263-88-2516

6ヶ月まとめて源泉所得税の納付をしているお客様へお知らせです。

令和3年7月から令和3年12月分の源泉所得税の納付期限が、

**令和4年1月20日（木）**になります。

いまから納税資金の準備と、集計作業の準備をお願いいたします。

なお、納付についてお分かりにならないお客様は、お早めにご連絡ください。

納付書の作成、集計作業も当社で代行いたしております。

\*源泉所得税納付とは、お給料から天引きしている所得税や、当社や司法書士などへの支払時に天引きしている所得税を納付する作業です。